

★ 3月12日の閣議において、「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo01/seisaku_kaigi/pdf/100309_1.pdf)が閣議決定されました。

《法律の趣旨》

この法律は、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進を目的とし、

- ①農林漁業者等が農林水産物等の生産、加工、販売を一体的に行う取組に関する計画
 - ②当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画
- に係る制度を創設して、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置を講ずるものです。

《野菜に関する特例措置》

この法律が成立すれば、野菜生産出荷安定法の特例として、産地リレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地が拡大します。

【これまで】 指定産地の出荷団体のみが制度対象

↓

【法案成立後】 新たに複数の産地と連携して、産地リレー方式により実需者に周年的に供給する指定産地外の出荷者も制度の対象に

当機構では、野菜生産出荷安定法に基づき経営安定対策等を実施し、野菜生産農家の方々の経営安定と消費者の皆様方への国産野菜の安定供給を進めています。

○キャベツ、だいこん、トマトなど**主要な野菜に対する仕組み**

(→ http://www.alic.go.jp/y-kofu/yagyomu02_000003.html)

○ブロッコリー、かぼちゃ、ごぼうなどの**特定の野菜に対する仕組み**

(→ http://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03_000006.html)

○**野菜の契約取引に対するリスクを軽減する制度の仕組み**

(→ http://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03_000006.html)